

# 参 考 資 料

## 目 次

### 1 職員の給与関係

令和2(2020)年	職員給与実態調査の概要	1
第1表	職員の平均給与月額等	2
第2表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	3
第3表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	3
第4表	職員の平均給与月額	4
第5表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	5
第6表	職員の給料の特別調整額の支給状況	5
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の住居手当の支給状況	6
第9表	職員の通勤手当の支給状況	6
第10表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	7
第11表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	35

### 2 民間の給与関係

令和2年	職種別民間給与実態調査の概要	36
第12表	産業別、企業規模別調査事業所数	37
第13表	民間における給与改定の状況	38
第14表	民間における定期昇給の実施状況	38
第15表	民間における家族手当の支給状況	39
第16表	民間における特別給の支給状況	40
第17表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	40
第18表	民間における定年制の状況	41
第19表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	41
第20表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	41

### 3 労働経済関係

第21表	労働経済指標	42
------	--------	----

### 4 生計費関係

第22表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	44
------	------------------------	----

### 5 国及び都道府県の給与関係

第23表	都道府県のラスパイレス指数の状況	45
------	------------------	----

### 6 人事院勧告等の概要

		46
--	--	----

# 1 職員の給与関係

## 令和2(2020)年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、令和2(2020)年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、令和2(2020)年4月1日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

### (3) 調査の内容

令和2(2020)年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

### (4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員	うち行政職員	警察官	教員
	人	人	人		
職員数	21,807	5,797	4,889	3,377	12,633
給料の月額	円 354,957	円 335,284	円 337,049	円 325,546	円 371,846
扶養手当	8,091	8,174	8,597	12,028	7,000
給料の特別調整額	4,766	5,914	6,381	2,227	4,918
地域手当	13,093	12,928	12,817	12,111	13,431
住居手当	4,143	4,376	4,348	2,376	4,509
その他	692	1,734	262	608	236
計	385,742	368,410	369,454	354,896	401,940
平均年齢	歳 42.4	歳 42.7	歳 43.3	歳 37.7	歳 43.5
平均経年数	年 20.1	年 20.6	年 21.4	年 16.3	年 20.8

- (注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第10表までにおいて同じ。)  
 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の令和2(2020)年4月1日付け採用者を除いたものである。  
 3 「給料の月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む(第4表において同じ。)  
 4 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用  
 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用  
 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経過年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経過年数
一般職員	行政職	4,308	42.8	20.7
	事務職	723	43.0	22.0
	研究職	248	42.5	19.7
	医療職(1)	25	46.3	21.3
	医療職(2)	186	42.9	19.6
	医療職(3)	243	42.8	19.5
	技術職(1)	63	35.6	13.6
	技術職(2)	x	x	x
	小計	5,797	42.7	20.6
警察官	公安職	3,377	37.7	16.3
教員	教育職(1)	3,379	44.4	21.6
	教育職(2)	9,254	43.2	20.5
	小計	12,633	43.5	20.8
全職員		21,807	42.4	20.1

(注) 「x」の箇所については適用人員が1人であるため、記載しない(第3表において同じ。)

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員	行政職	%	%	%	%	%	%	%
	事務職	100.0	79.3	6.0	14.7	-	69.7	30.3
	研究職	100.0	43.4	21.2	35.4	-	36.4	63.6
	医療職(1)	100.0	96.0	2.4	1.6	-	74.2	25.8
	医療職(2)	100.0	100.0	-	-	-	60.0	40.0
	医療職(3)	100.0	89.8	10.2	-	-	43.0	57.0
	技術職(1)	100.0	43.6	56.0	0.4	-	25.5	74.5
	技術職(2)	100.0	68.3	31.7	-	-	4.8	95.2
	小計	100.0	x	x	x	x	x	x
うち行政職員	100.0	74.3	10.3	15.4	-	62.3	37.7	
警察官	公安職	100.0	73.9	8.3	17.8	-	65.2	34.8
教員	教育職(1)	100.0	60.3	4.7	35.0	0.0	90.9	9.1
	教育職(2)	100.0	95.4	2.4	2.2	-	56.1	43.9
	小計	100.0	92.0	8.0	0.0	-	44.8	55.2
全職員		100.0	92.9	6.5	0.6	-	47.9	52.1
全職員		100.0	82.9	7.2	9.9	0.0	58.4	41.6

## 第4表 職員の平均給与月額

### その1 職員別

給与種目		職員の区分			警察官	教員
		全職員	一般職員	うち行政職員		
2 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 354,957	円 335,284	円 337,049	円 325,546	円 371,846
	扶養手当	8,091	8,174	8,597	12,028	7,000
	給料の特別調整額	4,766	5,914	6,381	2,227	4,918
	地域手当	13,093	12,928	12,817	12,111	13,431
	住居手当	4,143	4,376	4,348	2,376	4,509
	その他	692	1,734	262	608	236
	計(A)	385,742	368,410	369,454	354,896	401,940
31 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 356,440	円 336,295	円 338,737	円 323,166	円 374,469
	扶養手当	8,272	8,392	8,878	11,960	7,235
	給料の特別調整額	4,794	5,978	6,421	2,174	4,953
	地域手当	13,163	12,933	12,868	12,167	13,532
	住居手当	4,135	4,440	4,322	2,272	4,492
	その他	589	1,308	218	575	267
	計(B)	387,393	369,346	371,444	352,314	404,948
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		99.6 %	99.7 %	99.5 %	100.7 %	99.3 %

### その2 給料表別

給与種目	給料の月額	扶養手当	給料の特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 335,256	円 9,020	円 7,053	円 12,860	円 4,260	円 258	円 368,707
事務職	323,153	4,768	1,127	11,517	4,330	245	345,140
研究職	355,349	8,595	5,424	12,928	6,018	943	389,257
医療職(1)	477,698	5,660	38,552	83,506	5,180	304,332	914,928
医療職(2)	345,469	5,675	3,880	12,426	4,342	4,839	376,631
医療職(3)	343,107	6,720	232	12,252	4,747	41	367,099
技術職(1)	279,713	1,817	-	9,853	4,814	188	296,385
公安職	325,546	12,028	2,227	12,111	2,376	608	354,896
教育職(1)	385,816	8,164	3,074	13,896	5,371	27	416,348
教育職(2)	366,745	6,575	5,591	13,261	4,194	313	396,679

(注) 技術職(2)については適用人員が1人であるため、記載しない(第10表において同じ。)

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の 区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者	子	父母等	計 (A)	子のうち特定 期間にある者		
一般職員	人 997	人 3,321	人 249	人 4,567	人 1,231	人 2,306	人 2.0
警察官	1,324	2,916	41	4,281	527	1,905	2.2
教員	1,499	6,396	383	8,278	2,448	4,260	1.9
全職員	3,820	12,633	673	17,126	4,206	8,471	2.0

(注) 1 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,828円である。  
2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政職	事務職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	公安職	教育職 (1)	教育職 (2)	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員の給与に関する条例	1種	39						3			42
	2種	29			4			17			50
	3種	71		1	3	2		53			130
	4種	115		8	2	5	1	7			138
	5種	168		8	1	4		13			194
	6種	3		3							6
	7種	3									3
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	32	56
	2種		14						51	143	208
	3種								79	495	574
	4種								24	343	367
計	428	14	20	10	11	1	93	178	1,013	1,768	

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額が支給されている者はいない。  
2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,784円である。

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離				受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60 km未満	60 km以上 100 km未満	100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満		
受給者	人 53	人 0	人 2	人 1	人 56	円 31,000

第8表 職員の住居手当の支給状況

職員の区分		全職員	一般職員	警察官	教員
区分	受給者	人 3,706	人 1,027	人 333	人 2,346
	11,000円未満	12	5	2	5
	11,000円以上 28,000円未満	2,613	675	256	1,682
	28,000円	1,081	347	75	659
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 24,380	円 24,703	円 24,094	円 24,279

(注) 令和2年改定に伴う経過措置による住居手当の受給者は9人(手当受給者1人当たり平均手当月額6,867円)である。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

職員の区分		全職員	一般職員	警察官	教員
区分	受給者	人 19,218	人 5,061	人 2,778	人 11,379
	交通機関のみ利用	1,012	835	114	63
	交通用具のみ使用	17,816	3,949	2,627	11,240
	交通機関併用者 交通用具	390	277	37	76
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 10,378	円 13,376	円 10,360	円 9,050

第10表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									1
7									
8									
9	6	2							
10									
11	1	83				1			
12		5							
13	6	9							1
14		7				1	1		
15		97	1						1
16		7	1						4
17	3	12	12						2
18		7	54						4
19	1	95	4						1
20		9	3						
21	10	18	10						
22		12	10						
23		13	7						
24		51	39						
25	10	12	15					1	
26	2	15	12					2	
27	3	24	11					12	
28		43	40					10	
29	89	24	16	1				7	
30		7	10					3	
31	5	3	16					3	
32	1	3	49			1	5	4	
33	91	4	13	1		1	3	4	
34	3		13	1			16	5	
35	9		15	1			42		
36	3	2	31	3			35	1	
37	105		11				23		
38	4	1	10	5			5		
39	12	1	9	6			8		
40	3		32	5			5		
41			11	9			5		
42			11	7			3		
43	1		24	13			2		
44	1		15	8			5		
45	1		19	9					
46	1		15	17					
47			17	10					
48	1		21	18					
49		1	10	16					
50	1		15	21	1		1		
51			15	22		2			
52			11	13		1			
53	1		8	13	1	1			
54			13	15		2			
55			9	24		7			
56			8	13	1	5			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57			5	23	1	5			
58			8	18		32			
59			11	9		31			
60			10	18		20			
61			4	22		14			
62	1		7	16	1	13			
63			7	18		28			
64			3	20	4	35			
65	1		4	15	9	18			
66			4	17	16	17			
67			6	25	6	12			
68			4	23	14	18			
69			3	18	9	8			
70			4	28	28	25			
71			4	24	20	17			
72			2	23	20	31			
73			2	16	15	16			
74			1	17	23	32			
75			7	17	21	34			
76			1	17	25	28			
77			3	14	28	23			
78			3	17	24	32			
79			2	9	22	28			
80			1	10	18	34			
81			5	13	15	33			
82				8	17	24			
83				9	28	40			
84			2	8	13	30			
85			3	5	23	229			
86				6	18				
87			2	6	20				
88			2	2	11				
89			4	5	9				
90			1	4	17				
91			3	5	14				
92				4	15				
93				48	87				
94			1						
95			1						
96			1						
97									
98			3						
99									
100									
101			2						
102			1						
103									
104			1						
105			1						
106			1						
107									
108			1						
109									
110									
111									
112									
113			2						
114									
115									
116									

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	376	567	809	808	594	929	159	52	14
構成比(%)	8.7	13.2	18.8	18.7	13.8	21.6	3.7	1.2	0.3
平均給料 月額(円)	193,731	227,141	293,461	365,092	389,445	407,386	431,120	459,344	500,129

人員計	4,308 人
平均給料月額	335,019 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	4	12					
10							
11		2					
12	1	1					
13	4	9					
14		1					
15		3					
16		2	1				
17	6	10	2				
18	1		3				
19	3	4	2				
20	1	3	2				
21	4	16	4				
22			2				
23	5	4	2				
24		2	4				
25	2	1	6				
26	1	3	2				
27	3	11	7				
28			1				
29	7	7	7				
30	1	2	4				
31	1	5	4				
32	1	1	2				
33	13	1	3				
34							
35	2	1	6				
36		1	1				
37	10		5				
38							
39	2		4				
40	1		4				
41	1		2				
42			3				
43			2				
44	1		2				
45			3				
46			1				
47	1		3				
48			1				
49				1			
50							
51			2	3			
52			1	1		7	
53	1		2	4		12	
54	1			5		6	
55			2	1			
56				4		3	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			1	5			
58			1	7			
59			2	4			
60	1		1	3		2	
61			2	6		2	
62			1	9			
63				7			
64				5		1	
65			1	6		2	
66			1	7		2	
67				3		1	
68			2	7		4	
69			1	6	1		
70			1	6			
71				4		1	
72			2	10	1	1	
73			2	6	1		
74			5	5	1	1	
75			2	7	2	2	
76				4		5	
77				9	4		
78			1	3	7	2	
79			1	6	1		
80			1	4	3	8	
81			2	3	7	1	
82				4	1	6	
83				6		9	
84				3	1	5	
85				1	3	25	
86			1	3	1		
87			1	4	2		
88			2	9	3		
89				2	2		
90				1	4		
91				4	4		
92					4		
93			1	34	8		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100			1				
101							
102							
103			2				
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113			1				
114							
115							
116							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	79	102	141	232	61	108	-
構成比(%)	10.9	14.1	19.5	32.1	8.4	15.0	-
平均給料 月額(円)	186,003	227,945	296,052	371,469	390,752	406,807	-

人員計	723 人
平均給料月額	323,153 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1			1		
2					
3					
4					
5		6			
6					
7					
8					
9		7			
10					
11					
12					
13		3			
14					
15					
16		1			
17		4			
18					
19		1			
20		1			
21		4			
22		1	1		
23		4			
24		1			
25		3			
26		1			
27					
28			3		
29					
30		2			
31		2			
32		4	2		
33			2		
34			1		
35		2	1		
36		1	1		
37		1	1		
38		1			
39					4
40			1		2
41			3		1
42		4	3		
43		1	1		
44			1		
45		1	1		
46			5		
47					
48		2	2		
49					
50			1		
51			1	3	
52		3	1		
53		1	1	2	
54			2	1	
55			3	1	
56		5	1		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57			1		
58				2	
59		1	3	5	
60		4	2		
61		2		1	
62		1	1	1	
63			1	1	
64		3	5	1	
65		1	2	2	
66				2	
67		3		1	
68		1	2		
69			1	3	
70			3	2	
71		2		2	
72			1	1	
73				29	
74		1			
75					
76			2		
77		1	1		
78			1		
79		1	1		
80		1	2		
81		1	4		
82			3		
83					
84			1		
85			1		
86			2		
87					
88			1		
89			9		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102		1			
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	91	90	60	7
構成比(%)	-	36.7	36.3	24.2	2.8
平均給料 月額(円)	-	270,167	375,193	434,795	457,757

人員計	248 人
平均給料月額	353,406 円

医療職給料表（1）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	3			
28				
29		1		
30	1			
31				
32				
33				
34				
35	4	1		
36				
37				
38				
39	1			
40				
41		1		
42				
43			1	
44				
45				
46				
47				
48				
49				1
50				
51				
52				
53				1
54				1
55				
56				

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65			1	5
66			1	
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79			1	
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	9	3	5	8
構成比 (%)	36.0	12.0	20.0	32.0
平均給料 月額(円)	351,500	424,567	518,900	567,300

人員計	25 人
平均給料月額	462,804 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		4					
18							
19							
20		1					
21		3					
22							
23		1	1				
24							
25		5					
26							
27			1				
28							2
29		5	2				3
30		1					2
31			1				
32		2	1				
33		2	3				
34					1		1
35		1	6				
36		1					
37		1	2				
38					2		
39			4				
40							
41			3				
42			1		1		
43			2				
44			1		1	2	
45			4		2		
46				2	2		
47						1	
48					2	4	
49			2		1		
50				1			
51			2		4		
52			2				
53					1	1	
54				1	1	1	
55			1		1		
56			1	1			
57			1	1		1	
58			1		1		
59					1		
60					1		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61				1		1		
62					1	2		
63					2	1	2	
64					1	1	1	
65						1	28	
66								
67		1				1		
68				1	1	2		
69				1	1	1		
70								
71						1		
72				1	1			
73				1		1		
74						2		
75								
76				1				
77						1		
78				1		1		
79						1		
80						2		
81						1		
82								
83						1		
84								
85						4		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計 (人)		-	28	49	13	47	41	8
構成比 (%)		-	15.1	26.3	7.0	25.3	22.0	4.3
平均給料 月額(円)		-	228,857	284,492	330,754	373,364	404,778	428,213

人員計	186 人
平均給料月額	334,503 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11			1				
12							
13		1	1				
14							
15		5	1				
16							
17			3				
18			1				
19		3	2				
20							
21			2				
22							
23		6	2				
24							
25		1	2				
26				2			
27		3	3	4			
28							
29				1			
30			2	2			
31		1	2				
32			2				
33		3	1	3			
34			1	2			
35			4	2			
36			1				
37			1	3			
38				1			
39		1	1				
40				2			
41				1			
42			1	1			
43				3			
44							
45			1	1			
46				1			
47				1			
48				1			1
49				2	1		1
50				1			
51				1			2
52				3			
53				5			
54			1	1	2		
55		1	1	2			
56				4	1		1

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
57				1		1	
58				1	1	1	
59			1	2	2		
60				4	1		
61				4	5		
62				3			
63					1	1	
64				2			
65				2	2		
66				2			
67				1	3	1	
68				1	3	1	
69				1			
70				5	1		
71				1			
72				4			
73				1	4		
74					3		
75				2	1		
76				2	1		
77					1		
78				1	3		
79					1		
80			1				
81							
82				1			
83					3		
84				1	2		
85				2			
86							
87					2		
88				1			
89					2		
90					2		
91					1		
92							
93				1	24		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	-	25	39	96	73	10	-
構成比(%)	-	10.3	16.1	39.5	30.0	4.1	-
平均給料 月額(円)	-	231,516	275,092	331,124	385,448	423,200	-

人員計	243 人
平均給料月額	331,992 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8		1			
9					
10					
11		1			
12					
13					
14		1			
15		2			
16					
17		1			
18		2			
19		1			
20		1			
21		1			
22		1			
23					
24		1			
25		1			
26					
27					
28					
29			3		
30		1			
31	1	1	1		
32					
33		2	2		
34		1			
35					
36		1			
37		1	3		
38			1		
39		1			
40			1		
41					
42			1		
43					
44			1		
45			1		
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					1
54					1
55					1
56					
57			1		
58					
59					
60					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61					2
62					
63					
64					
65			1	1	
66					
67			1		
68					
69					
70					1
71					
72					1
73				1	
74					
75					1
76				1	
77					
78					
79					
80				1	
81				2	
82					
83					
84					
85					1
86				1	
87					
88				1	
89					
90					
91					
92					
93				1	
94					
95					
96				1	
97					
98					
99					
100				1	
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計(人)	1	25	17	11	9
構成比(%)	1.6	39.7	27.0	17.4	14.3
平均給料 月額(円)	199,000	219,500	278,447	344,955	376,689

人員計	63 人
平均給料月額	279,441 円

公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	31								
10									
11	2								
12									
13	33								
14									
15	8								
16	2								
17	40								
18									
19	4								
20	3								
21	45								
22	4								
23	6								
24	1								
25	45	41	1						
26	5	2							
27	31	2	17						
28	10	9	9						
29	49	48	17						
30	2	19	11						
31	16	11	7						5
32	20	8	13						2
33	15	11	15						3
34	4	11	11						2
35	5	36	18						
36	5	23	17						2
37	2	16	22						1
38		22	16						3
39		14	16						1
40		9	20						1
41		8	19						
42		9	17						
43		10	13						
44		7	24	1					
45		8	15						
46			20					2	
47	1	4	21	1				2	
48		4	20	1				1	
49		5	21	2				2	
50		2	21					3	
51	1	3	29			2			
52			25	1	2	1		3	
53		5	19		4		1	1	
54		4	22	1	2		1	1	
55	1		20	1	9	3	5	2	
56		2	18	1	8	1	4		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		4	24	2	10	1	5	2	
58		1	20	6	5		10		
59		2	29	2	11	1	9	1	
60			20	4	15	4	3		
61		2	18	17	10	3	6		
62		1	28	8	12	4	6		
63			25	18	16	1	4		
64		2	31	25	8	1	8		
65		2	23	22	9	1	5		
66		1	27	21	5	1	2		
67		1	15	19	8	2	10		
68			15	16	9	3	1		
69		1	26	26	12	3	4		
70			16	22	8	1	3		
71			14	21	5		6		
72			13	36	9	1	2		
73			23	17	9	2	4		
74			21	14	9	4	4		
75			18	22	11	2	3		
76			28	22	7	3	2		
77			17	21	14	1	2		
78			5	19	8	3	3		
79			11	19	8	1	5		
80			3	20	9		1		
81			4	23	8	3	1		
82			5	10	12	1	1		
83			4	10	12	1			
84			3	11	10	2	1		
85			8	17	9	3	8		
86			2	18	5	1			
87			2	16	7	6			
88			1	11	8	2			
89			3	12	12	2			
90				8	5	1			
91				7	9	2			
92			1	12	6				
93			1	6	82	9			
94			1	11					
95			1	11					
96				12					
97				3					
98			1	9					
99				7					
100			1	7					
101			2	5					
102			2	4					
103			1	3					
104				4					
105			1	4					
106			2	6					
107				8					
108				3					
109				3					
110				9					
111			3	5					
112				8					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113				6					
114				6					
115				7					
116				6					
117				8					
118				6					
119				6					
120				4					
121			1	6					
122				8					
123				8					
124			1	5					
125				76					
126									
127			1						
128									
129									
130									
131									
132			1						
133									
134			3						
135									
136									
137			1						
138									
139			1						
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計(人)	391	370	1,063	863	437	83	130	20	20
構成比(%)	11.6	11.0	31.5	25.5	12.9	2.5	3.8	0.6	0.6
平均給料 月額(円)	211,609	249,171	294,598	374,168	408,090	419,763	435,656	451,955	471,385

人員計	3,377 人
平均給料月額	325,518 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		23			
6		6			
7		3			
8		36			
9	1				
10		2			
11		1			
12		7			
13					
14					
15	1	20			
16					
17		19			
18		1			
19	1	18			
20		1			
21		21			
22		8			
23		18			
24		11			2
25	1	30			
26	1	4			
27		19			1
28		9			4
29	1	22			3
30		8			5
31		20			5
32		10			5
33	1	27			4
34		11			3
35		18			9
36	1	7			5
37		25			3
38		3			2
39	3	18			8
40	1	10			1
41	1	30			1
42		9			
43	2	12			1
44	1	10			5
45	1	33			8
46	1	12			
47		11			
48	1	11			
49		22			
50		9			
51	3	29			
52	1	14			
53	2	33			
54	1	10			
55	2	25			
56	1	11			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	2	24			
58		12			
59		13			
60	3	12			
61	2	24		7	
62	1	13		13	
63	1	19		7	
64	2	10		3	
65	3	24		7	
66	2	8		17	
67	2	13		2	
68	2	8		3	
69	1	17		7	
70	2	17			
71	3	18			
72		10		3	
73	1	17		6	
74	3	17		1	
75		17		1	
76		12		3	
77	3	18		3	
78	1	20		3	
79	4	17			
80	1	16		2	
81	3	13		15	
82	3	21	1		
83	3	25			
84	1	14			
85	2	10			
86	2	20			
87		19			
88	1	18			
89	3	14			
90		16			
91	2	24			
92	3	19	2		
93	1	15			
94	3	23	3		
95	4	17	3		
96		23	3		
97	3	22	7		
98	2	22	11		
99	2	26	3		
100	2	18	2		
101		21	4		
102		19	3		
103		21	1		
104	3	17			
105	2	23			
106		16	4		
107	1	19			
108		24	1		
109	2	27	2		
110	1	20			
111	1	25	3		
112	5	27	1		

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		1	25	1		
114			26			
115			22	1		
116		1	24			
117		1	16			
118			34			
119		3	22			
120			20			
121			23			
122		1	35			
123			16			
124		2	30			
125		2	33			
126		2	37			
127			15			
128			30			
129		1	37			
130		1	27			
131		1	39			
132			38			
133		1	42			
134			47			
135			39			
136			64			
137		1	43			
138		2	59			
139		2	60			
140		1	56			
141		2	50			
142			49			
143			50			
144		1	49			
145			107			
146						
147						
148		1				
149						
150						
151						
152						
153						
計(人)		150	2,995	56	103	75
構成比(%)		4.4	88.6	1.7	3.1	2.2
平均給料 月額(円)		283,015	366,538	431,770	450,838	471,652

人員計	3,379 人
平均給料月額	368,814 円

教育職給料表(2) (小中学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
栄養教諭、助教諭等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		1			
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		203			
18					
19		17			
20		16			
21		185			
22		2			23
23		12			57
24		21			55
25		53			43
26		8			47
27		157			55
28		13			10
29		48			18
30		18			32
31		190			23
32		14			22
33		67			20
34		24			25
35		56			7
36		17			8
37		137			6
38		28			4
39		55			4
40		32			4
41		139			6
42		21			3
43		53			1
44		38			1
45		120			21
46		26			
47		48			
48		41			
49		122			
50		33			
51		40			
52		45			
53		113			
54		18			
55		47			
56		38			

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57			96			
58			28			
59			34			
60			27			
61			44			
62			32			
63			77			
64			36			
65			60			
66			32			
67			68			
68			27			
69			46			
70			27			
71			48			
72			29		1	
73			68			
74			36			
75			43			
76			37		30	
77			44		60	
78			37		32	
79			49		11	
80			27		36	
81			55		88	
82			45		15	
83			35		1	
84			38		55	
85			69		31	
86			33		5	
87			32		1	
88			40		19	
89			58		22	
90			40	2	5	
91			55		3	
92			29		16	
93			57		12	
94			36	1	6	
95			32		12	
96			43	3	6	
97			63	1	51	
98			45	2		
99			47	8		
100			32	6		
101			33	7		
102			46			
103			42	1		
104			30	5		
105			40	1		
106			29	1		
107			36			
108			24			
109			38	2		
110			26	1		
111			32			
112			26			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113			28			
114			33			
115			36			
116			27			
117			54			
118			33			
119			27			
120			34			
121			49			
122			36			
123			44			
124			36			
125			44			
126			32			
127			41			
128			40			
129			36			
130			32			
131			42			
132			36			
133			39			
134			29			
135			48			
136			49			
137			70			
138			68			
139			60			
140			84			
141			109			
142			124			
143			115			
144			151			
145			153			
146			157			
147			191			
148			207			
149			183			
150			182			
151			195			
152			164			
153			158			
154			102			
155			56			
156			62			
157			50			
計(人)	-		8,200	41	518	495
構成比(%)	-		88.6	0.4	5.6	5.4
平均給料 月額(円)	-		343,046	412,424	426,980	442,468

人員計	9,254 人
平均給料月額	353,370 円

## 第11表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

### その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	68				27	21	4	16			
事務職	41				38	3					
研究職	7				6	1					
医療職(1)											
医療職(2)	8					2	6				
医療職(3)	4					4					
技術職(1)	2					2					
技術職(2)											
公安職	36					8	24	3	1		
教育職(1)	170	8	162								
教育職(2)	195		195								
給料表計	531										
60歳	203										
61歳	132										
62歳	98										
63歳	54										
64歳	44										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

### その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	47				14	28			1	4	
事務職	8				3	5					
研究職	6				6						
医療職(1)											
医療職(2)	1					1					
医療職(3)											
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職											
教育職(1)	10		10								
教育職(2)	244		244								
給料表計	316										
60歳	111										
61歳	90										
62歳	66										
63歳	23										
64歳	26										

## 2 民間の給与関係

### 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、本県職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

#### (2) 調査の内容等

##### ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

##### イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

#### (3) 調査機関

人事委員会及び人事院

#### (4) 調査の範囲等

##### ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 858事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### イ 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から178事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第12表のとおりである。

##### ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	147	34	18	19	53	23
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	4	1	—	—	2	1
製造業	90	15	13	14	33	15
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	19	7	2	1	6	3
卸売業、小売業	8	—	—	1	7	—
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	2	1	—	—	—	1
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	24	10	3	3	5	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が29所あった。
- 2 調査対象事業所178所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた176所に占める調査完了事業所147所の割合（調査完了率）は、83.5%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 13 表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	40.2 %	13.5 %	— %	46.3 %
課 長 級	27.2	14.6	—	58.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 14 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
	定期昇給実施					中 止		
		増 額	減 額	変化なし				
係 員	92.3 %	90.0 %	26.0 %	6.9 %	57.1 %	2.3 %	7.7 %	
課 長 級	80.0	77.6	22.8	7.3	47.5	2.3	20.0	

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第 15 表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		82.0%
配偶者に家族手当を支給する		(86.4%)
家族手当制度がない		18.0%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,012 円
	配偶者と子1人	18,592 円
	配偶者と子2人	24,650 円

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を 100 とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については 6,500 円、子については 1 人につき 10,000 円、それら以外については 1 人につき 6,500 円である。

なお、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

第 16 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
			円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	354,460	274,791
	上半期 (A2)	363,192	286,643
特別給の支給額	下半期 (B1)	770,296	511,143
	上半期 (B2)	829,805	540,997
特別給の支給割合	下半期 $\left[ \frac{B1}{A1} \right]$	2.17 月分	1.86 月分
	上半期 $\left[ \frac{B2}{A2} \right]$	2.28	1.89
	年間計	4.45	3.75

(注) 下半期とは令和元(2019)年8月から令和2(2020)年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

第 17 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	% 50.4	% 49.6	% 38.9	% 61.1	% 39.4	% 60.6
500人以上	62.4	37.6	39.6	60.4	40.9	59.1
100人以上 500人未満	40.9	59.1	37.6	62.4	37.0	63.0
50人以上 100人未満	43.3	56.7	39.9	60.1	41.8	58.2

第18表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	87.2 %	12.8 %	— %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	給与減額あり	給与減額なし	
		60歳で減額	
課 長 級	52.7 %	40.4 %	47.3 %
非 管 理 職	43.6	31.3	56.4

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第20表において同じ)。  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
73.0 %	76.4 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 労働経済関係

第21表 労働経済指標

項目 年度・ 年月	全 国					栃 木 県				
	① きまって支給する給与 (調査産業計)		② 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑥ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比	③うち 所定外労 働時間数	金 額		前年度比・ 前年同月比	⑦うち 所定外労 働時間数			
	(円)	(%)		(時間)	(円)	(%)		(時間)	(時間)	(倍)
平成30(2018)年度	295,991	0.6	146.8	12.5	1.62	281,400	▲ 1.7	150.5	13.2	1.43
令和元(2019)年度	296,204	0.1	144.2	12.3	1.55	279,602	▲ 0.6	147.3	12.2	1.36
平成31(2019)年 4月	299,489	0.3	148.7	13.1	1.63	284,198	▲ 0.6	152.9	13.2	1.43
令和元(2019)年 5月	294,772	0.1	141.4	12.4	1.62	279,276	▲ 1.0	144.0	12.5	1.45
6月	297,628	0.3	147.4	12.3	1.61	280,713	▲ 0.9	150.1	12.3	1.43
7月	296,427	0.0	150.1	12.3	1.59	280,671	▲ 1.0	151.8	12.1	1.41
8月	295,936	0.1	141.6	11.6	1.59	278,230	▲ 0.8	143.3	11.4	1.39
9月	295,976	0.1	142.5	12.2	1.58	276,679	▲ 1.5	143.6	11.7	1.37
10月	298,384	0.1	146.5	12.6	1.58	281,410	0.0	149.0	12.4	1.36
11月	297,698	▲ 0.4	147.5	12.6	1.57	282,153	▲ 0.9	150.5	12.5	1.38
12月	297,130	▲ 0.2	145.0	12.3	1.57	280,212	▲ 0.6	147.2	11.9	1.38
令和2(2020)年 1月	293,104	0.4	137.7	11.8	1.49	275,783	▲ 1.1	142.3	11.6	1.31
2月	293,657	0.3	139.8	12.1	1.45	277,411	0.3	145.4	12.5	1.32
3月	294,270	▲ 0.4	142.1	11.9	1.39	278,484	0.4	146.9	11.7	1.17
4月	295,762	▲ 1.2	143.9	10.6	1.32	280,419	▲ 1.4	152.8	11.0	1.15
5月	287,291	▲ 2.6	126.9	8.6	1.20	270,009	▲ 3.2	134.6	8.8	1.08
6月	291,040	▲ 2.2	141.3	9.3	1.11	277,397	▲ 1.2	147.3	9.0	1.00
資料出所	厚 生 労 働 省					県 民 生 活 部				栃木 労働局

(注) 1 ①、⑤、⑩、⑪は平成27年基準である。

2 ①、②、③、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。

⑨ 消費支出								⑩消費者物価指数		⑪国内企業物価指数
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	
二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯				
金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
289,007	1.6	318,283	1.7	300,777	▲ 0.5	344,719	3.5	0.7	0.5	2.2
291,235	0.8	320,573	0.7	300,090	▲ 0.2	337,668	▲ 2.0	0.5	0.5	0.1
301,136	2.3	337,164	0.7	329,431	13.8	378,078	28.9	0.9	0.9	1.3
300,901	7.0	332,273	6.4	273,029	▲ 5.7	292,029	▲ 16.5	0.7	0.7	0.6
276,882	3.5	308,425	5.6	274,781	▲ 9.3	263,502	▲ 31.0	0.7	0.9	▲ 0.2
288,026	1.6	321,190	3.6	294,001	11.0	342,485	11.4	0.5	0.4	▲ 0.7
296,327	1.3	325,516	1.7	300,805	▲ 7.6	322,666	▲ 19.3	0.3	0.1	▲ 0.9
300,609	10.8	329,655	8.9	279,258	2.4	317,345	2.0	0.2	0.1	▲ 1.1
279,671	▲ 3.7	305,197	▲ 3.2	327,661	▲ 0.6	410,963	9.5	0.2	0.2	▲ 0.4
278,765	▲ 0.8	303,986	0.2	323,191	▲ 5.9	359,981	▲ 6.7	0.5	0.5	0.1
321,380	▲ 2.4	345,370	▲ 1.6	298,659	▲ 6.1	330,159	▲ 1.5	0.8	0.7	0.9
287,173	▲ 3.1	312,473	▲ 4.1	297,324	2.1	331,245	▲ 5.3	0.7	0.6	1.5
271,735	0.2	303,166	0.1	292,001	▲ 2.6	332,610	▲ 8.9	0.4	0.3	0.7
292,214	▲ 5.5	322,461	▲ 7.6	310,940	10.3	370,957	31.3	0.4	0.3	▲ 0.5
267,922	▲ 11.0	303,621	▲ 9.9	271,575	▲ 17.6	273,318	▲ 27.7	0.1	0.2	▲ 2.5
252,017	▲ 16.2	280,883	▲ 15.5	272,615	▲ 0.2	300,095	2.8	0.1	0.2	▲ 2.8
273,699	▲ 1.1	298,367	▲ 3.3	276,566	0.6	278,356	5.6	0.1	0.4	▲ 1.6
総 務 省									日本銀行	

## 4 生計費関係

第22表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和2（2020）年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	24,826	39,742	51,633	63,523	75,414
住居関係費	55,413	59,746	53,742	47,737	41,732
被服・履物費	1,315	4,224	4,796	5,368	5,941
雑費Ⅰ	21,509	27,694	37,454	47,205	56,966
雑費Ⅱ	6,044	17,502	20,389	23,280	26,171
計	109,107	148,908	168,014	187,113	206,224

### 令和2（2020）年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑費Ⅰ	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(89世帯)に基づく費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と宇都宮市の本年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

## 5 国及び都道府県の給与関係

第 23 表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成 31(2019)年 4 月)

ラスパイレス指数	98 未満	98 以上 99 未満	99 以上 100 未満	100 以上 101 未満	101 以上
	団 体 数	4	7	14	17

(注) 1 「平成 31 年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を 100 としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は 100.8 である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、100.0 である。

## 6 人事院勧告等の概要

### 【令和2(2020)年10月7日報告・勧告】

#### ○ 給与勧告の骨子

##### I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

##### II ボーナスの改定等

###### 1 民間給与の調査

約 12,000 民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率 80.3%）

なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46 月（公務の支給月数 4.50 月）

###### 2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50 月分→4.45 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和2(2020)年度 期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.30 月）
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
3(2021)年度 期末手当	1.275 月	1.275 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

#### [実施時期]

法律の公布日

###### 3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868 円 平均年齢 43.2 歳 [対前年 △2,255 円、△0.2 歳]

## ○ 公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画や SNS を活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

### 2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

### 3 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要

柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

#### (2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

#### (3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

#### (4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

#### (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

#### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

### 【令和2(2020)年10月28日報告】

#### ○ 報告の骨子

##### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率80.2%)

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

[行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳]

##### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### (参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映